

特記仕様書

(土木工事共通仕様書の適用)

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書平成28年7月」に基づき実施しなければならない。
- なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局公共事業企画調整課)、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項)

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する特記及び追加仕様事項は下記のとおりとする。

(交通安全管理)

1. 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあつては、交通安全について、監督員、道路管理者、および所管警察署と打ち合わせを行うとともに、「道路工事の安全施設設置要領(案)」(平成8年3月)等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。
2. 工事箇所の起終点に設置する標識板については、工事名、実施期間、事業主体名、工事請負者名、連絡先および電話番号等を記入しなければならない。

(施工管理等)

- 1 工事写真は、同一箇所で竣工・施工前・施工状況を対比させて添付し、施行区間全体を切れ目無く撮影すること。
- 2 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を適切に施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
- 3 除草完了時には、監督員の検査を受けること。

(一般廃棄物の搬出)

- 1 草木類の運搬については、元請が行う場合には業許可が不要であるが、下請け(再委託)する場合は下請業者に業許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可)が必要であるので、下請け時には監督員と協議し承諾を得ること。
- 2 発生する草類の搬出については、恩山寺谷川改修事業起業地(小松島市田野町字月ノ輪)に仮置きし、小松島市の一般廃棄物収集車に積み込むこと。仮置場からの運搬処分については、小松島市が行うことを予定している。

(散在塵芥の収集)

- 1 施工箇所内の傘、あき缶等の散在塵芥については、適切な分別を行って収集したのち、1ヶ所ないし2ヶ所に集積すること。
- 2 集積場所については、別途、監督員と協議を行い決定するものとする。

(飛散防止対策)

- 1 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。
 - ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
 - ②ベニア板、飛散防止用ネット等の防護材を使用
 - ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
 - ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。
- 2 受注者は実施する飛散防止対策について、着手前に書面により監督員に提出し、確認を受けなければならない。

(作業指揮者の報告)

第1編共通編 1-1-35 工事中の安全確保

- 1 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

(排出ガス未対策型建設機械の使用)

第1編共通編 1-1-39 環境対策

- 1 受注者は、設計金額が2億円未満の工事を施工する場合、排出ガス対策型建設機械を使用できないときは、その内容を記載した「排出ガス対策型建設機械の使用原則化に伴う設計変更調査表」により事前に監督員と協議を行い、排出ガス対策を講じていない建設機械（以下「未対策建設機械」という。）を使用することができる。

未対策型建設機械を1台でも使用した場合に発注者は、施工機械を機種単位で判断し、当該建設機械の機種についてすべて未対策型建設機械として設計変更を行うものとする。

(不正軽油の使用禁止)

第1編共通編 1-1-57 不正軽油の使用禁止

- 1 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を燃料として使用してはならない。
- 2 受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。